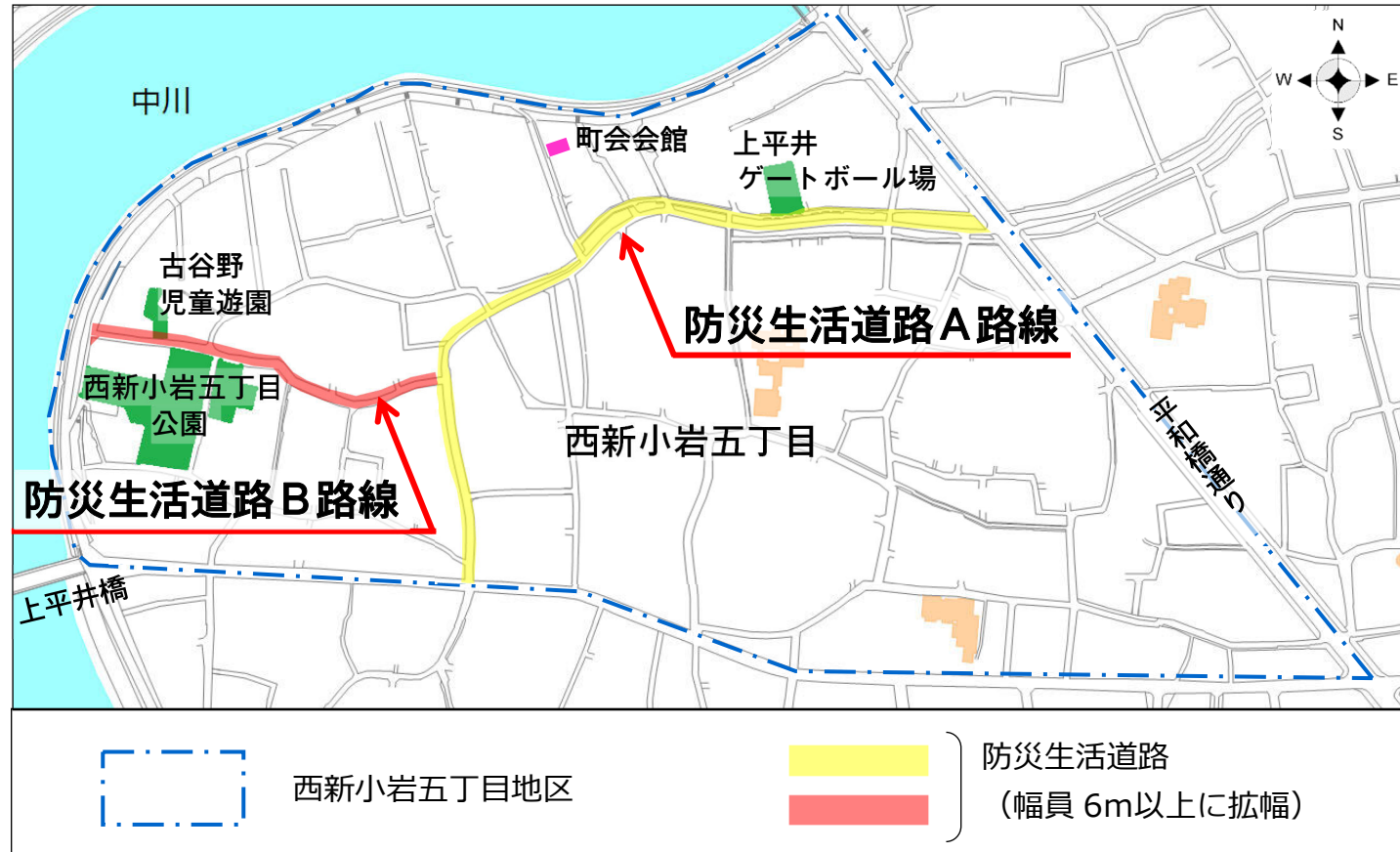


防災生活道路 位置図



道路拡幅線の詳細な位置は、区役所の下記担当窓口でご覧いただけます。

密集事業に関するお問合せ先

西新小岩五丁目地区の密集事業に関するご質問・ご相談などがございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。「この配布物は、印刷用の紙へリサイクルできます。」

葛飾区 都市整備部 都市計画課
密集地域整備第二係

03-5654-7238

葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所 本館 4階 424 窓口
担当：鈴木・桶谷・石井

※ これまでの『西新小岩五丁目地区の街づくり』の取組については、葛飾区公式ホームページでご覧いただけます。

葛飾区 防災街づくり



トップページ > まちづくり > 防災街づくり > 西新小岩地区の街づくり

「この配布物は、印刷用の紙へリサイクルできます。」

沿道 ニュース

第1号 令和8年3月

西新小岩五丁目地区 防災生活道路 道路拡幅整備について

発行：葛飾区 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第二係

はじめに

西新小岩五丁目地区では、「西新小岩五丁目地区防災街づくり計画」に沿って、様々な取組を進めています。令和6年度からは、地区の骨格となる防災生活道路の拡幅整備を行う「密集事業」に着手しました。

『沿道ニュース』では、防災生活道路の沿道の皆様に、密集事業の最新情報をお伝えしていきます。

密集事業の概要

そもそも
密集事業って？

災害に強いまちを
つくるための事業

災害時に避難や消防活動が円滑に行えるよう、道路や公園の整備、老朽化した木造住宅の建替え支援などを行います。

どれくらい
時間がかかる？

令和6年4月～
令和16年3月

10年間の計画で重点的に整備を行います。
※進捗状況によっては、延伸する場合があります。



これまでの
取組とこれから

順次お宅に
訪問しています

令和6年6月 用地説明会
7月 個別相談会
8月～ 個別訪問や
建物等の調査を
実施中

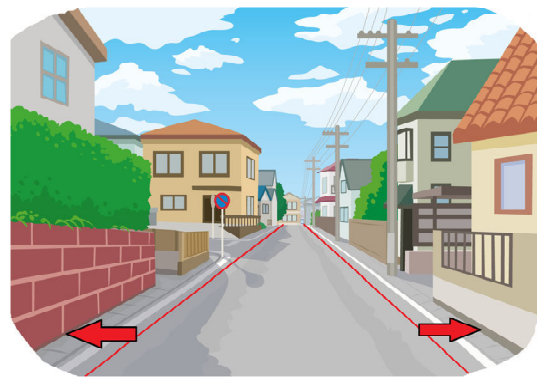
計画的な道路拡幅整備にご協力をお願いいたします。
建替えなどをお考えの方は、お早めにご相談ください！

詳しくは内面をご覧ください

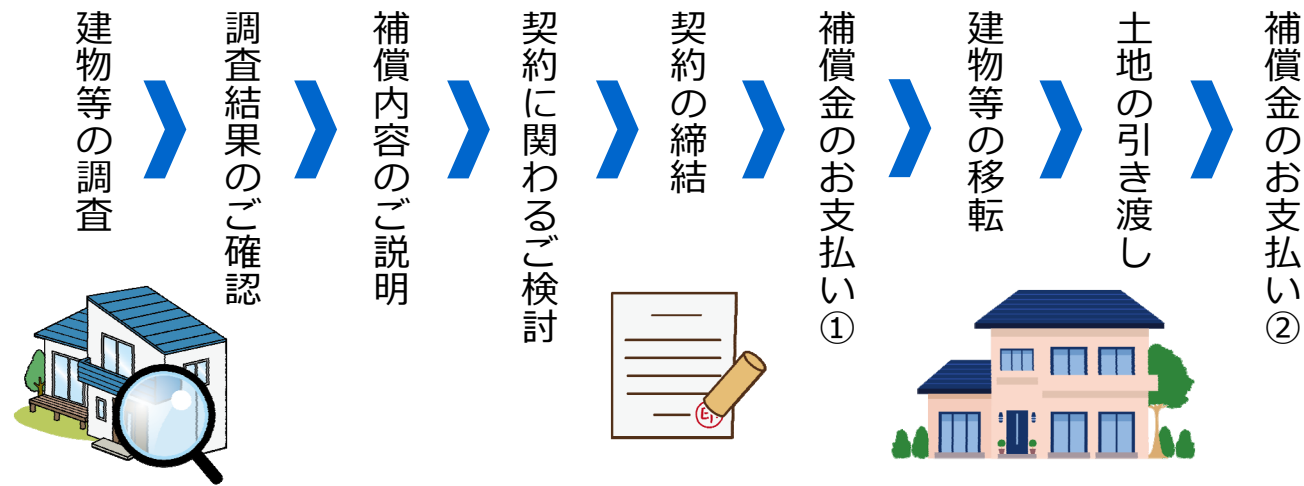


ご協力をお願いいたします

道路拡幅のための 土地が必要です



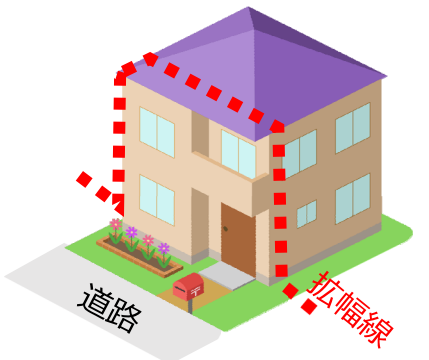
土地をお譲りいただくまでの主な流れ



一つひとつ丁寧に説明し、ご理解をいただいた上で進めてまいります。皆様それぞれの生活再建策などを検討しながら、次の手順に進むかどうか判断をしていただきます。このため、**上記の進め方、時期は、権利者様ごとに異なります。**

補償の基本的な考え方

建物に 拡幅線がかかる場合

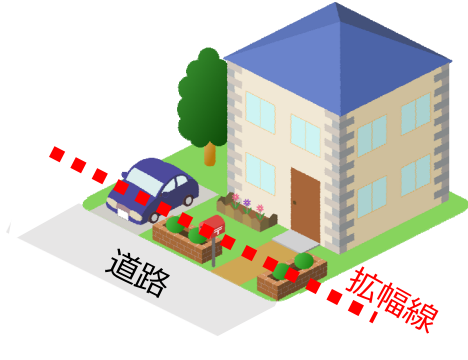


建物内部や外周りを調査します

建替や部分改造などに
必要な費用を算定します

土地代金+建物などの
補償金をお支払いします

門・塀などに 拡幅線がかかる場合



門・塀など外周りを調査します

撤去・移設などに
必要な費用を算定します

土地代金+門・塀などの
補償金をお支払いします

ほかにも…

- ・引越し費用
- ・仮住居費用
- ・各種手続きにかかる費用

などの補償もあります。
**補償項目は権利者様ごとに
異なります。**

💡補償金は基準に基づいて
公正公平に算定します。
(工務店などの見積金額
ではありません)

建物等調査にご協力をお願いします

はじめに調査を行います

補償金を算定するためには、建物等の調査が必要です。
ご協力いただきますようお願いいたします。

**調査は、区が委託している「株式会社 NISSO
(ニッソー)」が行います。**



区が発行する身分証明書を携帯した調査員が
随時ご協力のお願いに伺い、ご承諾いただいた方から実施しております。
お急ぎの方は個別にご相談ください。

また、密集事業や補償の基本的な考え方などについても、電話や直接ご訪問して、
ご説明させていただきます。

密集事業に関するよくあるご質問



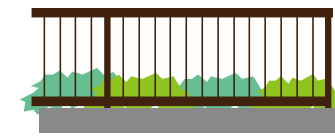
Q 建物は自分で所有していますが、
土地が借地です。土地所有者が
契約しなくても、自分の希望する
タイミングで契約できますか？

A 土地所有者と建物所有者の方、
同時のご契約をお願いいたし
ます。



Q 道路拡幅線が建物の全部にかか
っています。現在築 30 年の家
に住んでいますが、今と同じよ
うな家を新築できるだけの補償
金をもらえますか？

A 建物の補償金は、経年による価値
の減少を踏まえた算定となるた
め、実際の新築費用を補償するも
のではありません。



Q 移転先は
区で探してくれますか？

A 補償は、金銭で行うことが
原則となっております。
恐れ入りますが、移転先は、
ご自身で探していただきます
ようお願いいたします。



Q 事業期間が終了しても
補償金はもらえますか？

A 期限を定めた事業であるため、
事業期間を過ぎると土地代金の
みのお支払いとなり、建物等の
補償金をお支払いすることがで
きなくなります。
事業期間内にご協力いただける
よう、個別にご相談しながら進
めてまいります。